

刈谷市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

刈谷市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の長時間勤務の是正、業務の適正化が喫緊の課題となっている。
教育職員一人一人が心身ともに健康で、働きがいを感じ、意欲的に職務に従事することは、教育の質の向上に直結するものである。本計画は、関係指針に基づき、業務の精選、効率化を進め、組織的・協働的な学校運営を実現し、働き方改革の一層の推進を図ることを目的として策定する。

(2) 本市の現状

本市では、令和3年2月19日に、所管に属する学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理、その他刈谷市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「刈谷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5年度、6年度は以下のとおりであった。

割合 (%)	80 時間超	45 時間超 80 時間以下	45 時間以下	年間 360 時間超
R5 小学校	5.14	29.75	65.22	4.81
R6 小学校	6.23	27.69	66.07	4.42
R5 中学校	13.79	31.52	54.68	5.39
R6 中学校	6.18	31.91	61.9	5.02

令和5年度と6年度の推移を分析してみると、45時間超の教育職員の割合や、年間360時間超の教育職員の割合は、小学校中学校ともに減少傾向にある。このように改善は見られるものの、依然45時間超の教育職員が3割から4割程度いる現状があり、教育職員の業務の負担軽減を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合100%を目指す。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間30時間程度を目指す。

- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数16日を目指す。
 - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合8.3%以下を目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度
(取組内容を整理し、1年ごとに見直していく)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等について、保護者または地域住民その他関係者が担う体制を整える。
- 放課後から夜間などにおける見回りについて、地域独自の組織が行っている見回りに委ねるとともに、関係機関との会議等において、児童生徒が補導されたときの対応については、保護者が第一義的責任を負うことについて認識を共有する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事態の対応について、外部機関と連携を図れる体制を整える。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答について、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、事務職員等が回答するようにする。
- ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理について、関係課と連携を図り、民間事業者が中心となって行う。
- 学校プールや体育館等施設・設備の管理について、教育職員は日常点検等を中心に担うものとし、管理業務の一部については関係課と連携しながら管理体制を整える。
- 部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に準ずる。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学校栄養職員等が実施する。また、配膳準備の負担軽減を図るため配膳員

等の支援スタッフを活用する。

- 印刷や物品等の準備、その他補助的な業務について、教員業務支援員等の支援スタッフを活用し業務負担の軽減を図るとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。
- 学校行事の準備・運営等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応として、児童生徒の課題の状況に応じ、専門性を生かしたスタッフとの協働を図る。特に不登校対応として、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクール・ほっと・アシスタント等と連携を図りながら対応し、支援の充実を図る。

（２）学校における措置の促進

学校における以下の措置を促進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間１０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・勤務時間中の電話の録音機能や勤務時間外の電話の応答機能を全校に設置できるよう努める。
- ・学校だより等のデジタル配信やスマートフォンによる欠席連絡等により、業務の負担軽減を図る。
- ・当初の狙いが形骸化して十分な効果が見込めない活動等を見直しを図り、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務の効率化を促し、業務の負担軽減を図る。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・１か月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員にアンケートを実施し、状況を把握するとともに、医師による面接指導を実施できる体制を整える。
- ・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・５０人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率１００％を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して周知を図る。
- ・学校における定時退校日を月１回以上設定するように促進し、長期休業等

の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、働き方改革検討委員会で具体的な対策を検討するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者や地域の理解を促進するために、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう努める。